

資料 1-2

国際的動向を踏まえたオープン
サイエンスの推進に関する検討会
(第8回)
平成30年12月27日(木)

「国立研究開発法人におけるデータポリシー策定のためのガイドライン」 解説資料(案) サンプル

2 データポリシー策定のポイント及び並行して取り組む事項

(2) ポリシー策定の主体

- ・ ポリシーの策定は、策定主体についての法人としての基本的な考え方に基づき、研究データの管理負担、利活用の便宜を考慮して最も適切な組織(特定の部門・センター、法人全体等。(以下「機関」という。))で行う。

解説：データポリシーは法人全体の研究活動・事業を対象として策定するほか、本項のとおり、研究分野の特性や研究データの管理負担、利活用の便宜等を考慮して、法人内のセンターや部門等の単位で策定することも考えられる。法人内の研究所単位で策定された事例として、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構・宇宙科学研究所のデータポリシーがある。

関連Q&A：

- QX. 法人内の部門・センター毎でポリシーを策定した場合、複数のポリシーが法人内に存在することになるが、法人はどのように管理・整理するのか。
- AX. 法人内で複数のポリシーが存在することとなった場合、必ずしも法人として1つのポリシーにまとめる必要はないが、それぞれのポリシーについて法人としても認識しておく必要がある。なお、部門・センターでポリシーが策定された後、法人全体のポリシーが策定された場合は、両ポリシーの包含関係についても整理する必要がある。

参考資料：

○宇宙科学研究所のデータポリシー

<http://www.isas.jaxa.jp/researchers/data-policy/>